

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分

川崎市は、平成21年4月10日付で産業廃棄物処理業者2社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、次のとおり許可取消の行政処分を行いましたので報告します。

株式会社 笹久保建設

次の産業廃棄物処理業者の役員は、平成20年12月27日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金10万円の刑が確定し、同日にその刑の執行が終了しました。

このことは、法第7条第5項第4号ハに該当し、法第14条第5項第2号ニに規定する欠格要件に該当するため、法第14条の3の2第1項第1号に基づき許可の取消し処分を行いました。

名 称	株式会社 笹久保建設 代表取締役 笹久保 進次
住 所	川崎市多摩区生田三丁目2番27号
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）
許可番号	第5700085679号

株式会社 北條組

次の産業廃棄物処理業者は、平成21年3月24日付で横浜市長から産業廃棄物収集運搬業の許可取消し処分を受けました。

このことは、法第14条第5項第2号イに規定する欠格要件に該当するため、法第14条の3の2第1項第1号に基づき許可の取消し処分を行いました。

名 称	株式会社 北條組 代表取締役 北條 久三
住 所	川崎市川崎区出来野11番13号
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）
許可番号	第05700017241号

（連絡先）

環境局生活環境部廃棄物指導課

044-200-2542